

給付金・保険金の ご請求について お手続き ガイドブック

当冊子は、請求手続きの流れや給付金・保険金をお支払いできない場合などについて説明しています。保険証券を準備のうえ、当冊子をご覧ください。

用語	説明
受取人 [うけとりじん]	給付金・保険金などを受け取る人のことです。
解除 [かいじょ]	告知義務違反などがあった場合に、保険期間中に当社の意思で契約を消滅させることです。
給付金 [きゅうふきん]	被保険者が病気やケガなどにより入院した場合、手術を受けた場合、または身体に障がいが生じた場合などに当社がお支払いするお金のことです。 例)入院給付金、手術給付金、障がい給付金
契約者 [けいやくしゃ]	保険会社と保険契約を締結し、契約上のさまざまな権利(契約内容変更の請求権など)と義務(保険料の払い込みの義務など)を持つ人のことです。
契約日 [けいやくび]	通常は保障の開始日を指し、保険期間などの計算の基準日となります。
告知義務 [こくちぎむ]・ 告知義務違反 [こくちぎむいはん]	契約者と被保険者は、契約の申し込みなどをする場合に、現在の健康状態や職業、過去の病歴など重要なことからについて、ありのままに報告する告知義務があります。当社がおたずねした重要なことからについて報告がない場合や、故意に事実を曲げて報告した場合などは、告知義務違反として、当社は契約の効力を消滅できます。
指定代理請求人 [していだりせいきゅうじん]	代理請求できる人として、被保険者の同意を得て契約者があらかじめ指定した人です。
支払事由 [しはらいじゆう]	給付金・保険金などをお支払いする要件のことです。
診療報酬点数表 [しんりょうほうしゅうてんすうひょう]	公的医療保険制度にもとづくものです。 医療行為では、診療内容ごとに点数が決まっています。これを診療報酬点数といい、一覧にしたものが診療報酬点数表です。手術または放射線治療を受けた時点での、厚生労働省告示にもとづき定められた「医科診療報酬点数表」および「歯科診療報酬点数表」をいいます。
責任開始期 [せきにかいしき]・ 責任開始日 [せきにかいしび]	当社が契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日のことで、通常は契約日(復活の場合は復活日)となります。
被保険者 [ひほけんしゃ]	保障の対象となる人のことです。
復活 [ふっかつ]	効力が失われた契約を元の状態に戻すことです。
保険金 [ほけんきん]	被保険者の死亡・高度障がいなどの場合に、当社がお支払いするお金のことです。
保険証券 [ほけんしょうけん]	保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
保険料 [ほけんりょう]	契約者が当社へ払い込むお金のことです。
免責事由 [めんせきじゆう]	支払事由が発生しても、例外として給付金・保険金などをお支払いしない事由のことです。
約款 [やっかん]	契約時にお渡しした「ご契約のしおり・約款」のことです。契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。